

(様式第29の5)

随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

令和8年4月1日から令和8年7月31日まで

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率	再就職の役員の数	備 考
転勤に伴う宿舍借上費用	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年4月2日	独立行政法人都市再生機構 西日本支社 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号	会計規程第24条第1項及び同会計規程施行細則第40条第4号に該当するため。	—	1,471,200円	—	—	
転勤に伴う宿舍借上費用	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年4月2日	独立行政法人都市再生機構 西日本支社 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号	会計規程第24条第1項及び同会計規程施行細則第40条第4号に該当するため。	—	900,000円	—	—	
本部事務所内複合機のFAX機能の付与	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年4月14日	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 東京都江東区豊洲2丁目2番1号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第7号に該当するため。	—	1,604,680円	—	—	
「福祉医療サービス関連レポート」に係る印刷・封入・発送等業務	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年4月20日	株式会社丸井工文社 東京都港区三田3丁目11番36号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第2号に該当するため。	—	3,345,980円	—	—	
横浜データセンターにおけるリモートPCアレイ等データ消去	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年4月21日	矢倉倉庫株式会社 東京都大田区平和島3丁目4番1号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第7号に該当するため。	—	1,566,400円	—	—	
東京本部におけるシンククライアント端末等データ消去	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年4月21日	矢倉倉庫株式会社 東京都大田区平和島3丁目4番1号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第7号に該当するため。	—	1,771,000円	—	—	
2028年度卒採用に係る就職情報サイト掲載及び合同企業説明会への出展	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年5月8日	株式会社ワンキャリア 東京都渋谷区桜丘町20番1号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第7号に該当するため。	—	1,650,000円	—	—	
年金住宅融資業務回収処理システムの帳票再出力作業（2026年3月分）	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年5月22日	株式会社みずほ銀行 東京都中央区晴海3丁目2番4号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第7号に該当するため。	—	1,430,000円	—	—	
「ファシリテーション研修」他研修参加費	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年6月10日	株式会社インソース 東京都千代田区神田小川町3丁目20番地	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第7号に該当するため。	—	1,638,000円	—	—	
「【集合】クラウドマスト時代におけるクラウド基礎」他研修参加費	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年7月1日	株式会社富士通ラーニングメディア 神奈川県川崎市幸区大宮町1番5号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第7号に該当するため。	—	1,350,800円	—	—	
東京本部における災害用備蓄品の購入	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年7月15日	いちよしビジネスサービス株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第3号に該当するため。	—	2,916,100円	—	—	
「IS&キャリア発見EXPO東京11月14日」への出展料	契約担当役 間庭 睦雄 経理部会計課 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	令和8年7月15日	株式会社マイナビ 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	会計規程第24条第2項及び同会計規程施行細則第40条の2第4号に該当するため。	—	1,045,000円	—	—	

（注1） 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。